

令和3年4月臨時会 企画財政委員会の概要

日時 令和3年4月19日（月） 開会 午後 1時00分
閉会 午後 2時41分

場所 第1委員会室

出席委員 細田善則委員長
千葉達也副委員長
松澤正委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、
杉田茂実委員、江原久美子委員、白根大輔委員、安藤友貴委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、
三須康男行政・デジタル改革局長、西村朗地域経営局長兼地域政策課長、
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長

宍戸佳子会計管理者、横内ゆり出納総務課長

矢島謙司監査事務局長、関口修宏監査事務局副事務局長兼監査第一課長
吉田信行監査第一課主席監査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第84号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

【付託議案に対する質疑】

白土委員

- 1 今回の補正予算の国庫補助金の入金スケジュールは怎么样了。タイムラグにより県として資金調整をしたことなどあるか。
- 2 今回、売上高の減少額に応じて協力金を出すということである。売上見込みを予算立てする際に、積算が困難だったのではないかと推察するところであるが、今回の385億円の積算方法、売上減少額をどのように見込んで積算したのか。
- 3 まん延防止等重点措置の適用については、新型インフルエンザ等対策特別措置法上、知事の権限であるが、政策決定過程を議会としても知る必要があると考える。どのような考えやタイミングで要請までの政策決定を行ったのか。

財政課長

- 1 内閣府から実施計画書を4月30日までに提出することを求められている。実施計画書を提出した後、6月中に交付決定がなされ、交付決定から1か月以内の7月中に概算払いという形で支払われると聞いている。その後は、7月と10月以降の3回に分けて実施計画書の受付が行われ、県からの請求に基づいて国庫補助金が交付される。第8期までの協力金についても臨時交付金を活用して実施してきたが、本県の支払い状況に応じて申請し、国から概算払いという形で入金となされており、県の協力金の支出の後追いの形で国庫補助金が交付されている。
- 2 今回の協力金は今までの定額で一律4万円というものから売上高に応じて支給する形となっている。また中小企業については売上高であるが、大企業については売上高の減少幅に応じて支払うこととなっている。まず、まん延防止等重点区域である、さいたま市・川口市のエリアについては、金額が大まかに三つに分かれていて、売上高が10万円以下の場合には最低の4万円、この4万円は下限である。また、10万円を超えて25万円未満の場合は1日当たり10万円、それ以上の場合も10万円となる。4万円と10万円の間は千円未満で切り上げる形で、売上げの4割を保証するような形の計算式となっている。国でもこういった形で捉えるのが一番いいのか検討した上で、売上高が一番分かりやすい指標で採用されたと聞いている。「その他地域」については、今申し上げたものと同じような形だが、売上高に応じた保証の割合が4割ではなく3割となり、一番小さい金額が2.5万円、そこから売上高に0.3を掛けて千円単位で切り上げていくが、一番の上限が1日当たり、7.5万円となる。そのため、まん延防止等重点措置区域とその他地域で金額の差がある。予算の積算上は、大企業については、経済センサスの中で約3.3%が県内にあるだろうということで、残りは中小企業として予算を組んでいる。また、売上高10万円以内が約7割、10万円を超えて25万円までが約2割、残りが1割と見込んでいる。支給額が不足することのないよう、上限額で見込んでいる。
- 3 4月13日火曜日に県の専門家会議にまん延防止等重点措置への移行について諮問した。専門家からは、必要に応じて重点措置に移行すべきとの意見をいただいた。4月15日木曜日に県の新型コロナウイルス対策本部会議を開き、政府に対してまん延防止等重点措置の公示を行うことについて要請することを決定し、同日夜に要請を行った。翌16日に国が基本的対処方針分科会を午前中に開き、午後には政府対策本部会議において、

埼玉県を含む4県に対するまん延防止等重点措置の適用を決定した。それを受けて県では専門家会議に対象地域や期間、重点措置の内容について意見照会を行い、その後、対策本部会議を開き、重点措置区域をさいたま市と川口市の2市にすることを決定した。

白土委員

- 1 今回についても国庫補助金を受け入れる前に、協力金を事業者に対して支払うスケジュールでよいか。
- 2 売上高の積算の関係だが、どの時点の売上高を基本とするのか。また、税の申告の際の書類を根拠とするのか。今回は、積算をするに当たりどの書類を根拠としたのか。さらに新しく立ち上げた飲食店はどのように積算をしたのか。
- 3 4月13日以前にどのような政策決定のプロセスがあって専門家に諮問することになったのか。

財政課長

- 1 これまでの協力金と同様、営業時間短縮要請の期間終了後の翌日から申請を受け付けて、準備が整ったものから事業者へ協力金を支払うと聞いている。国庫補助金については、これまでと同様に国のスケジュールに合わせて県が概算払い請求をし、その後支払われるものである。
- 2 積算においては、前年度又は前々年度までの1日当たりの飲食の売上高を基本として、事業者が持っている帳簿に基づき申請することとなっている。確定申告の書類で売上げの明確なものというのではないようなので、事業者が持っているものを見せてもらい、もし虚偽の報告などがあれば返還を求めるという条件を付けて手続をすると聞いている。大企業においても同じように前年度又は前々年度の1日当たりの売上高の減少額を算定して支出する。新規開店した店舗については、支払いの基準として、開店1年未満の店舗については、開店以来の売上高などを基準として1日当たりの金額をおよそ算定することとなっているので、臨機応変に対応する制度設計となっている。
- 3 新規陽性者数がかなり増えてきたこと、その内訳として変異株の割合が増えてきたことなどを踏まえ、県としても今対策を打たないと大阪のように急激に増加する可能性があると考え専門家会議に諮問することとした。

白土委員

- 1 県が協力金を支払った後、国庫支出金が交付されることだが、国庫支出金が交付されないという理由で、協力金の支払いにブレーキを掛けることがないようにしてほしいがどうか。
- 2 売上げは、前年度又は前々年度という話があったが、前年度はコロナの状況だったため、参考にならないと考える。実際は、前々年度が参考になると推察する。事業者から帳簿を提示いただいてとのことだが、どういった帳簿を想定しているのか。
- 3 科学的なエビデンスに基づいて政策決定する必要があると考える。新規陽性者数や変異株の割合が幾らになったからというような、専門家会議に諮問するきっかけとなったエビデンスは何か。

財政課長

- 1 今回、売上高に応じて協力金の額を決定する方式に変更になったため、システム改修

が必要になってしまったが、事業者の方々に迷惑を掛けず協力金を支払えるように事務を進めていると聞いている。

- 2 国の通知では、確定申告書の作成の根拠となった売上傳票、会計帳簿を見させてもらい根拠とすると聞いている。
- 3 4月に入ってから1週間の新規陽性者数が839人と非常に増えており、そのうち55.2%に当たる463人に変異株PCR検査を行ったところ、変異株の陽性率が14.5%と急激に高まった。今までの状況と違うということで専門家会議に諮問したと認識している。

白土委員

- 1 売上げの根拠となる資料であるが、確定申告書の作成根拠の資料となると、企業にとっては、見せられるものと見せられないものがあると思うが、その辺りは柔軟に対応するということがよいか。
- 2 変異株は14.5%で理解できたが、新規陽性者数についての政策決定プロセスについては答弁されていない。具体的にどういう根拠なのか。

財政課長

- 1 申請の際、確定申告に使った書類等々を見せてもらうこととなるが、併せて、その後、報告・立入り検査にも応じること、また不正が発覚した場合には、返還加算金の支払いや事業者名の公表に応じることといった要件を付けてお願いすることとしている。委員おっしゃるとおり、いろいろな伝票・帳簿があると思われるが、外観的に分かるものを提示していただき、何かあったらしっかり対応するという条件付きでの受付と聞いている。
- 2 新規陽性者数については、4月5日から11日までは895人、その2週間前である3月22日から28日においては788人ということで、数としては徐々に増えている段階であり、1日当たりの陽性者数が200人を超えるのはしばらく先との見込みだったが、変異株の割合が高まっており、これまでと流れが変わってきたとの判断で専門家の意見を伺った。

白土委員

専門家会議に諮問することを意思決定したのは、どこの機関か。

財政課長

13日の専門家会議は、新規陽性者数などの分析を基に最終的な意見を各所に聞いて最終的な判断をした方がいいとのことで、その後、県でも状況を踏まえ15日の対策本部会議を開くことになった。また東京都を除く3県で状況を見ながら足並みをそろえようという調整があったと伺っている。

白土委員

13日より前の段階を聞いている。専門家会議に諮問するかどうかは非常に重要な意思決定であるが、それを決定するのは、どこの機関・組織なのか。

企画財政部長

専門家会議に諮問するに当たって、会議体のようなものがあるわけではない。ほぼ毎日、関係部署が集まってディスカッションを行っている。4月13日の専門家会議には、重点措置への移行を検討すべきかどうかを諮問し、検討するに当たっては変異株が重要だとの指摘をいただいた。4月15日までの間に何回もディスカッションを行い、最終的に本部会議に掛けようと判断したのは知事である。

白土委員

関係部署の会議はどのような位置付けで、どのようなメンバーが参加しているのか。

企画財政部長

固定メンバーによる定期的なミーティングも行っているが、そこでは報告が主であり重要なディスカッションは行われていない。臨時に、随時行っているミーティングは、権限を持っている部長が権限の範囲内で知事に必要な情報を上げて、知事の判断をサポートするものである。議論する内容によってメンバーが流動的であるが、基本的にほぼ必ず参加していたのは知事と3副知事である。

白土委員

関係部署を招集し、最終的に判断するのは、知事ということでしょうか。

企画財政部長

そのとおりである。

安藤委員

- 1 飲食店等の感染防止対策の推進としてアクリル板等を設置する取組について、県は国の補助分を引いた25%を補助することになっているが、国の補助制度に採択されないと、この補助金を使うことができない。採択までに3週間程度かかるが、感染症対策のスピード感と予算の執行を照らし合わせて、この予算を使ってもらえるのか。
- 2 先ほど、前年度又は前々年度どちらかの売上げの平均が協力金の支給額の基準となると答弁していたが、正しくは、前年度又は前々年度の4、5月の売上げを足して61で割った平均額だと思われる。必要があれば修正していただきたい。

財政課長

- 1 国の第3次補正予算で拡充された補助金を活用して実施する事業であるが、採択はハードルが高いとも聞いている。そのため、産業労働部では、商工会議所に店舗まで出向いてもらい、補助金の活用をサポートしてもらうほか、商工会議所に非加入の事業者についても積極的にアプローチをしてこの制度を広く使っていただきたいと考えている。
- 2 議員の認識のとおり、正しくは前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の売上高が基準であるので修正させていただく。

白根委員

商工業費補助金の中の、国の小規模事業者持続化補助金を活用した事業者のアクリル板の設置等感染防止対策への補助事業はどういった根拠で積算しているか。

財政課長

本事業については、およそ1,000件の補助を目指して、予算計上している。